

住民税の申告と所得税の確定申告が始まります

2月16日(金)から3月15日(木)まで

住民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、伯耆町に居住している人は、原則として住民税の申告が必要です。

また、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に加入している場合などは、申告が必要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

次の項目に該当する人は、確定申告が必要です。

給与所得がある人

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 1か所から給与を受けている人で、給与以外の所得額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える人
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払いを受けた人
- ⑤ 年末調整で扶養控除の誤り(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合)などがあった人
- ⑥ 医療費控除などを追加して、所得税の還付を受ける人

住民税の申告が不要な人

●平成29年分所得税の確定申告書を提出した人

●平成29年中の収入が給与所得のみの人

※勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です。提出状況を勤務先へ確認してください。

●平成29年中の収入が公的年金のみの人

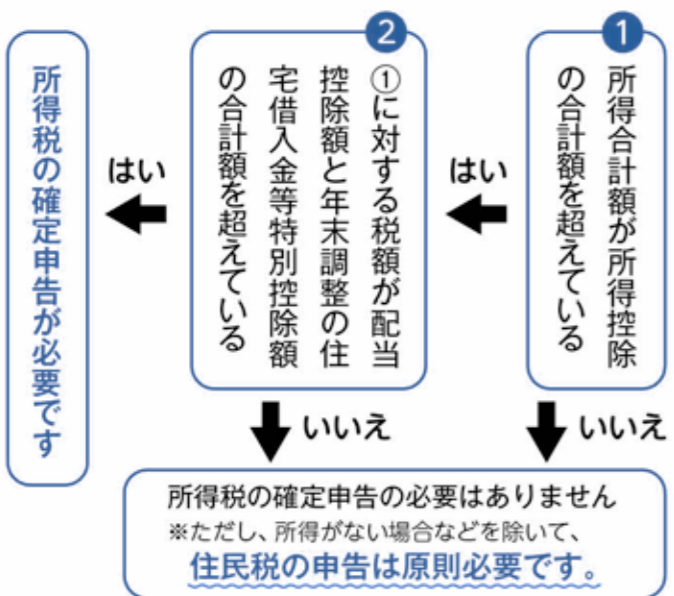
※扶養控除や医療費控除などの控除内容に変更・追加がある場合は、申告が必要です。



公的年金収入がある人

- ① 公的年金の収入金額が400万円を超える人
- ② 公的年金以外の所得が20万円を超える人
- ③ 公的年金の収入金額が400万円以下かつ、他の所得金額が20万円以下の人で、医療費控除などを追加して所得税の還付を受ける人

その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある人



確定申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

注意

平成28年分以降の申告書には、「マイナンバー(12ケタ)の記載」+「個人番号(マイナンバー)カードなどの本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

●個人番号の記載

申告書には個人番号(マイナンバー)を記載する欄があり、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号の記載が必要です。

●本人確認書類の提示または写しの添付

個人番号を記載した申告書を提出する際には、申告者本人の個人番号(通知)カード、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類の提示や写しの添付は不要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か税務署にお問い合わせ下さい。

農業所得を申告する人は「収支計算」が必要です

農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要です。申告相談を円滑に進めるため、申告までに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。

また、仕訳・集計用に「収支計算準備表」を役場本庁舎・分庁舎などで配布していますのでご利用ください。



申告相談のご案内

とき・ところ

- 溝口公民館2階
2月16日(金)～2月27日(火)
- 農村環境改善センター1階
2月28日(水)～3月15日(木)
- ※土日は、2月25日(日)午前と
3月11日(日)のみ実施します



受付時間

- 午前の部
8時30分～10時(相談開始は9時～)
- 午後の部
8時30分～15時(相談開始は13時30分～)
- ※2月25日(日)、27日(火)は午前のみ

相談日程

集落ごとに相談日を設けています。
都合の悪い人は予備日にお越しください。

申告に必要なもの



- 印鑑(認印可)
- 所得金額の計算に必要な書類(一例)
 - 給与・公的年金の源泉徴収票
 - 事業・農業・不動産などの帳簿類
 - 報酬の支払調書など
- 所得控除の計算に必要な書類(一例)
 - 社会保険料(健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の領収書など支払金額がわかる書類
 - 医療費の領収書 ※あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計しご持参ください
 - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の領収書、証明書など
- 【還付申告をする人】還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義に限る)
- 【税務署から確定申告書または「確定申告のお知らせがき」が届いている人】送付された確定申告書、はがき
- 申告をする人本人の個人番号(マイナンバー)カード
※個人番号カードをお持ちでない人は、個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、パスポートなど)

マイホームの取得と所得税の税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、取得または増改築などをした場合で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます(新たに適用を受けるためには、確定申告が必要です)。

手続きに必要な書類の一例(初年度)

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- 登記事項証明書
- 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し
- 増改築等工事証明書(増改築の場合)
- 補助金等の額が分かるものの写し(補助金等の交付を受けた場合)



【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎0859-68-3114

米子年金事務所からのお知らせ
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付
 ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004
 国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。
 保険料を納付した人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から送付されますので、確定申告の際に添付してください。
 【問い合わせ先】米子年金事務所 ☎0859-34-6111

米子税務署からのお知らせ
平成29年分所得税及び復興特別所得税確定申告相談会場の開設
受付期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土日を除く
受付時間 9時～16時(相談は17時まで)
場 所 米子コンベンションセンター
 ※上記期間中は、税務署に申告会場を設けていませんので、ご注意ください。
 【問い合わせ先】米子税務署 ☎0859-32-4121

3															2										月				
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日	
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	曜	
予備日(全地域対象)	予備日(全地域対象)	スカイタウン大原、岩屋谷、小野、小町	坂長	予備日(全地域対象)	お休み	殿河内、田園町、みどり	大寺、こしが丘	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン	岸本、押口、伯耆ニュータウン	上細見、立岩、木戸口、吉定	お休み	お休み	丸山、小林、藍野、ペンション	番原、真野、大原(おおはら)、須村	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地	富江、末鎌、福永、添谷 ※午前のみ	岩立、樹水高原、アインピア、遊久の郷、大内、籠原、	予備日(溝口地域対象) ※午前のみ	お休み	大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷	中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区、佳住住宅	お休み	お休み	間地、二部区、東畑池、西畑池	集	
																												落	
																													場